

「受取書（証）」の発行などについてのお知らせ
（平成27年6月1日より）

- 当庫の職員が、お客さまから現金、通帳、証書などをお預かりする際には、必ず金庫所定の「受取書（証）」を発行しています。

※一方、受取書（証）を発行しない例外的なお取引もございますので、その具体的な内容をお知らせいたします。

①領収印を使用する取引

入金帳や定期積金への入金（掛込み）取引などは、領収印を押印させて頂いており、「受取書（証）」の発行を不要としています。

②あらかじめ領収証がセットされている取引

小切手・手形（為替手形を含む）発行や残高証明書発行などの際には、あらかじめ専用の領収証がセットされており、当該領収証の発行をもって「受取書（証）」の取扱いに代えさせて頂きます。

- 「受取書（証）」をお渡ししないで、現金、通帳、証書などをお預かりすることはありません。

このため、名刺やメモなどを「受取書（証）」の代用とすることはありません。

- 所定の手続きが終了するまで、「受取書（証）」は大切に保管しておいてください。

- 受取書（証）の返却について、「不要な場合」と「返却いただく場合」は、次のとおりです。

◇ 「不要な場合」

お客様が通帳、証書などを受取られる場合です。

◇ 「返却いただく場合」

お客様が現金を受取られる場合です。

- ご不明な点がございましたら、お問い合わせ窓口までご連絡願います。

お問い合わせ窓口

業務企画部

078-321-7721

受付時間 9:00～17:00

（土・日・金融機関休業日は除く）

神戸信用金庫